

令和 7 年 度

福島市財政健全化
及び経営健全化審査意見書

福島市監査委員

8 監 第 4 6 号
令和8年8月19日

福島市長 馬 場 雄 基 様

福島市監査委員	矢 吹 淳 一
同	佐 藤 成
同	黒 澤 仁
同	後 藤 善 次

財政健全化及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和7年度福島市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度福島市財政健全化審査意見書

第 1 準拠している基準
福島市監査基準

第 2 審査の種類
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に基づく
健全化判断比率審査

第 3 審査の対象
令和 7 年度福島市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を
記載した書類

第 4 審査の着眼点
健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令
に適合し、かつ正確に作成されているかを主眼とした。

第 5 審査の主な実施内容
健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につい
て、決算書類等を照合し、必要に応じ関係職員から説明を受けた。

第 6 審査の実施場所及び日程

- 1 実施場所
福島市役所
- 2 日程
令和 8 年 7 月 1 6 日から令和 8 年 8 月 1 2 日まで

第 7 審査の結果

第 1 から第 6 までの記載事項のとおり審査した限りでは、審査に付され
た健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、
いずれも法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認められる。
なお、各比率については、次のとおりである。

健全化判断比率	令和 7 年度	令和 6 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.25%
② 連結実質赤字比率	—	—	16.25%
③ 実質公債費比率	5.3%	4.5%	25.0%
④ 将来負担比率	5.8%	—	350.0%

- (1) 実質赤字比率について
令和 7 年度の実質赤字はなく、実質赤字比率は算定されない。
- (2) 連結実質赤字比率について
令和 7 年度の連結実質赤字はなく、連結実質赤字比率は算定されない。
- (3) 実質公債費比率について
令和 7 年度の実質公債費比率は 5.3%となっており、前年度に比べると
0.8 ポイント上昇している。
早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回っている。
- (4) 将来負担比率について
令和 7 年度の将来負担比率は 5.8%となった。
早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを下回っている。

第 8 意 見

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定さ
れず、実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準を下回ってい
ることから、健全な状態にあると認められる。

しかしながら、昨年 9 月に示された「中期財政収支の見通し（令和 8 年
度～12 年度）」によれば、福島駅東口地区第一種市街地再開発事業や大型
施設の老朽化対策などにより市債残高や公債費はさらに増加し、令和 12
年度には実質公債費比率が 8.6%に上昇する見込みである。また、財政調整
基金と減債基金の残高が令和 11 年度にはなくなり、財源不足を補てんで
きない見通しとなっている。

今後、財政状況は一層厳しさを増すことを踏まえ、引き続き国・県補助
金や有利な市債の活用、受益者負担の適正化などの財源確保に努めること
はもとより、事業の取捨選択・重点化や、徹底した業務改革・効率化を進
め、健全かつ持続可能な財政運営の維持に努められたい。

令和 7 年度福島市水道事業会計等経営健全化審査意見書

第 1 準拠している基準
福島市監査基準

第 2 審査の種類
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項に基づく
資金不足比率審査

第 3 審査の対象
令和 7 年度福島市水道事業会計等の資金不足比率及びその算定の基礎
となる事項を記載した書類

第 4 審査の着眼点
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に
適合し、かつ正確に作成されているかを主眼とした。

第 5 審査の主な実施内容
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、
決算書類等を照合し、必要に応じ関係職員から説明を受けた。

第 6 審査の実施場所及び日程

- 1 実施場所
福島市役所
- 2 日程
令和 8 年 7 月 1 6 日から令和 8 年 8 月 1 2 日まで

第 7 審査の結果

第 1 から第 6 までの記載事項のとおり審査した限りでは、審査に付され
た資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、い
ずれも法令に適合し、かつ正確に作成されているものと認められる。
なお、各会計の資金不足比率については、次のとおりである。

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20. 0%
下水道事業会計	—	—	
農業集落排水事業会計	—	—	
公設地方卸売市場事業費 特別会計	—	—	
土地区画整理事業費特別会計	—	—	
工業団地整備事業費特別会計	—	—	

(1) 資金不足比率について

上記 6 会計において、令和 7 年度の資金不足はなく、資金不足比率は
算定されない。

第 8 意 見

資金不足比率については、6 会計いずれにおいても令和 7 年度の資金
不足はなく、特に指摘すべき事項はない。